

「名古屋市での体制整備の実践」

令和3年5月28日（金）
市町村セミナー



名古屋市成年後見あんしんセンター



Nagoya City Adult Guardianship Relief Center

名古屋市健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課
名古屋市社会福祉協議会 権利擁護推進部

1 名古屋市の概要



16区 261小学校区

人口 2,328,138人

高齢化率 25.1%【以上令和2年10月1日現在】

要介護認定率 19.8%【←令和2年9月末現在】

地域包括C（いきいき）45か所（分室含む）

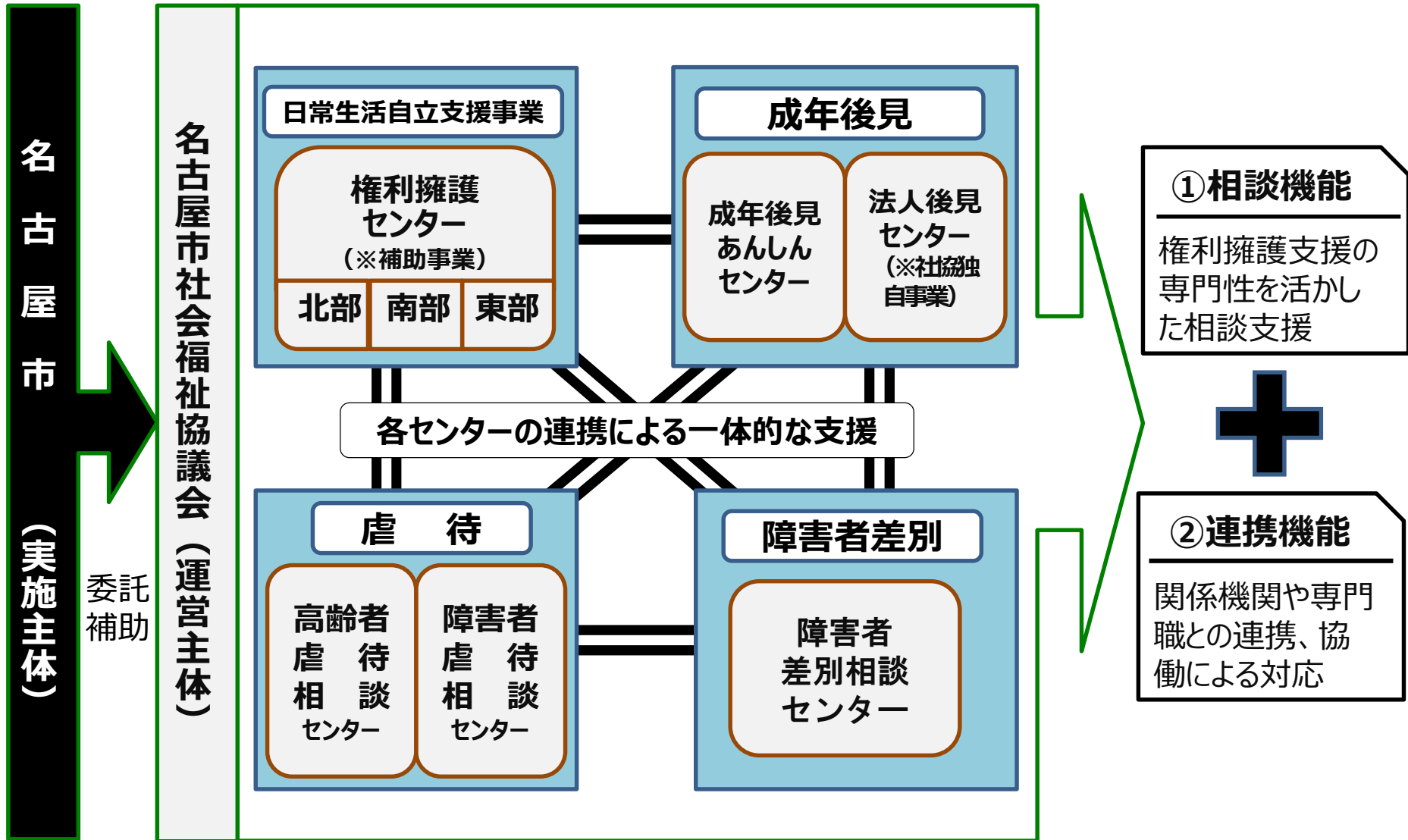
愛護手帳 18,386人

精神障害者保健福祉手帳 27,612人

【↑令和2年3月末現在】

障害者基幹相談支援C 23か所（サテライト含む）

権利擁護に関する委託事業等の関連



2 名古屋市の成年後見に関する取り組み

(1) これまでの歩み

- ・平成20年11月 名古屋市社協第三者後見研究会報告書を作成
- ・平成22年6月 名古屋市がセンターの受託法人募集→社協応募・選定
- ・平成22年10月 名古屋市成年後見あんしんセンター開設
- ・平成22年11月 第1期市民後見人候補者養成研修開催
(平成22、23、24、26、27、29、30年度計7回開催、修了者186名)
- ・平成23年12月 市民後見人（個人受任）第1号誕生
(令和3年3月末現在：59事案受任、バンク登録者107名)
- ・平成25年7月 名古屋市社協が法人後見センター開設【社協自主事業】
(令和3年3月末現在：76事案受任)
- ・令和2年3月 名古屋市成年後見制度利用促進計画を策定
中核機関受託法人募集→社協応募・選定
- ・令和2年7月 **中核機関を委託**（成年後見あんしんセンター機能強化）
- ・令和2年11月 権利擁護支援**協議会**を設置

(2) 名古屋市成年後見制度利用促進計画

① 計画期間

令和2(2020)年度～令和6(2024)年度の5か年

〈今後の成年後見制度利用促進に向けた課題〉

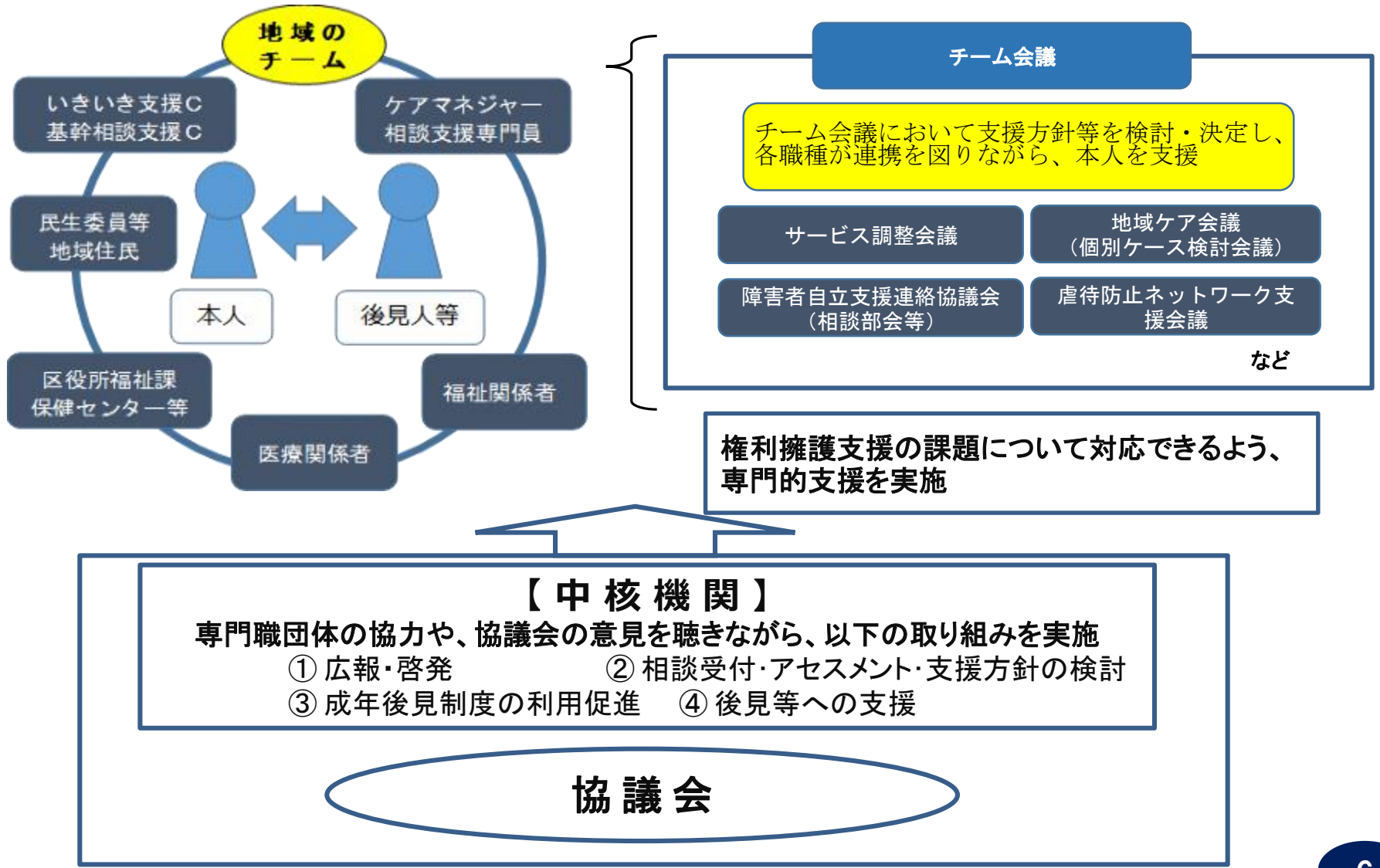
- 1 成年後見制度の正しい理解の促進
- 2 制度利用に係る専門的支援の充実
- 3 身上保護を重視した支援の仕組みづくり

② 取り組みの方策

- ・権利擁護支援の地域連携ネットワークの仕組みづくり
- ・中核機関の設置
- ・協議会の設置



(3) 地域連携ネットワークのイメージ



3 名古屋市成年後見あんしんセンター（中核機関）の事業内容

- ① 成年後見制度に関する専門相談・申立支援
- ② 成年後見制度に関する広報・啓発
- ③ **市民後見人候補者養成研修事業**
- ④ **市民後見人候補者バンクの設置・運営**
- ⑤ **市民後見人の受任調整**
- ⑥ **市民後見人の後見活動への支援及び監督**
- ⑦ 市長申立事務
- ⑧ 成年後見制度に関わる機関・団体との連携
- ⑨ 法人後見支援事業
- ⑩ 親族後見人等の活動支援・相談対応
- ⑪ 後見人等候補者の受任調整
- ⑫ 協議会の運営

※市民後見人の
取り組みに
変更なし

※令和2年7月から
新たに位置づけ

センター事業実績

※コロナ禍で減少傾向にあります

委託事業内容	令和2年度実績
①成年後見制度に関する 専門相談・申立支援	・専門相談（弁護士・司法書士：予約制）23件 ・一般相談（職員：随時）1,844件 ※前年比1割増 本人7.9%、親族36.0%、福祉・医療関係者22.9%、行政16.1%
②成年後見制度に関する 広報・啓発	・パンフレット、チラシの作成・配布 ・ホームページの運営 ・出前講座に職員派遣 33件3,231名対象 ※コロナ禍で前年比半減
③市民後見人候補者養成 研修	・第8期開催予定もコロナ禍で中止 ・バンク登録者107名（令和3年3月末現在）
④市民後見人候補者バン クの設置・運営 ⑤受任調整 ⑥支援・監督	・フォローアップ研修・受任者研修各4回・受任者サロン2回※コロナ禍で減 ・市民後見人NEWSの発行 3回 ・新規受任調整5件・リレー調整2件 計7名の市民後見人誕生、累計59件
⑧市長申立事務	・市長申立事務依頼件数 92件 （事案の把握、親族意向確認、候補者の調整、申立書の作成）
⑨法人後見の支援	・法人後見団体交流会 1回（7法人参加） ・法人後見団体研修 3回（オンライン開催）
⑩親族後見人等活動支援	・親族向け制度説明会 2回 ・親族後見人のための相談会 1回
⑫協議会の運営	・協議会 2回 ・部会 2回 ・ニュース発行 2号

4 名古屋市成年後見制度利用支援事業

(1) 市長申立

① 申立実績（類型別、対象者別）（令和元年度）

後見（高齢65件、知的6件、精神4件）

保佐（高齢 5件、知的1件、精神4件）

補助（高齢 0件、知的0件、精神0件）

② 選任された後見人等の職種（令和元年度）

弁護士38件、司法書士0件、社会福祉士37件

市民後見人2件、法人後見7件、その他1件

③ 戸籍調査等の市長申立事務の委託

平成29年度より愛知県行政書士会へ委託

委託内容：戸籍調査・親族関係図、親族一覧の作成

4 名古屋市成年後見制度利用支援事業

(2) 申立費用・報酬助成

- ①**目的** 一定の要件に該当する低所得者の者に対して、審判請求費用や後見業務等の報酬を助成することにより、成年後見制度の利用を支援する

- ②**助成対象**
 - ・市長申立（平成18年度より）
 - ・本人親族申立に拡充（平成22年10月より）

- ③**助成対象経費** 審判請求に要した費用・後見人等及び後見監督人等の報酬

4 名古屋市成年後見制度利用支援事業

④助成要件 以下のいずれかに該当する方

ア 生活保護法による保護を受けている者

イ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者

ウ 後見人等の報酬に係る費用の全部又は一部について助成を受けなければ、後見人等の制度の利用が困難であると市長が認める者

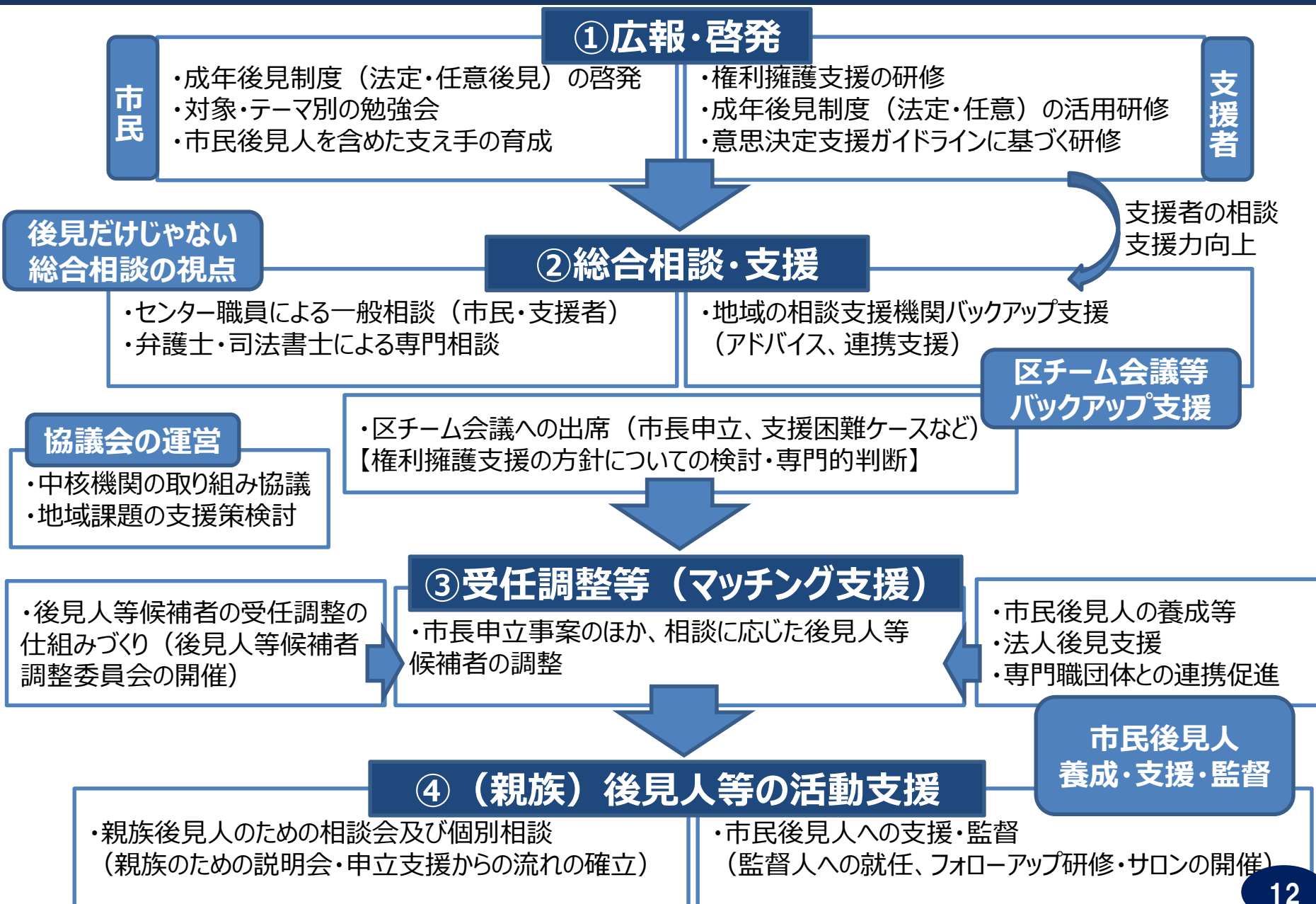
⑤助成金額 申立費用 助成に要した費用（上限なし）

報酬 上限月額28,000円

⑥助成実績 申立費用 本人親族申立 1件

報酬 高齢者140件 障害者122件

5 名古屋市成年後見あんしんセンターの役割



地域連携ネットワークの権利擁護支援「区チーム会議」

区チーム会議

(ケース会議、地域ケア会議、支援困難ケース検討会など)

- ・権利擁護に課題を抱え、地域の相談支援機関、ケアマネジャー等だけでは解決が難しい場合
- ・市長申立の検討が必要な場合

- 区役所、保健センターなど地域の相談支援機関が本会議を開催する。
- 成年後見制度の利用だけでなく、権利擁護支援に関するアセスメントと情報共有を踏まえて支援内容を検討し、役割分担を行う場とする。

- ※成年後見制度の利用の場合
- ・申立人は誰か(誰が支援するか)
 - ・診断書作成のための情報共有
 - ・代理権等の内容
 - ・後見人は誰が相応しいか

※区役所・保健センターの要請に基づき、弁護士、社会福祉士、福祉関係者等専門家の出席を依頼

必要に応じて
専任アドバイザー

区役所福祉課等
保健センター

医師
病院MSW

民生委員

地域の相談支援機関
いきいき支援C
基幹相談支援C

ケアマネジャー
相談支援専門員

ヘルパー等
介護・福祉
サービス事業所

成年後見あんしんC

本人
(親族)



中核機関による「後見人等候補者調整」の流れ

一般相談・専門相談

主に本人・親族申立相談

○相談を通じて、本人情報の整理、権利擁護の必要性の確認
→後見申立の必要性

区チーム会議の開催

主に市長申立、支援困難な事案

区チーム会議：随時開催
○検討メンバー：本人、親族、区行政、いきいきC、基幹C、ケアマネなど本人の支援者、あんしんC、必要に応じて専門職派遣
○検討内容：本人情報の整理、権利擁護を含めた支援策の検討
→区行政：市長申立の可否を判断

親族が候補者
特定候補者が決定済

申立

調整困難事案：センターでは候補者の選定が困難、専門職による助言が必要、申立前に候補者と関係機関の連携が必要 など

調整困難事案以外

後見人等候補者調整

調整委員会：月1回（市民後見人サポート委員会を兼ねる）※事務局：あんしんC、市

○検討メンバー：学識経験者、弁護士、司法書士、社会福祉士、福祉専門職

○検討内容：支援策の再検討、後見人等の業務の確認

候補者の選定（複数後見、市民後見人、法人後見、専門職であればどの専門職が妥当か）

第三者後見人を希望している場合、妥当性を検討し推薦依頼

後見人等候補者の推薦

本人・申立人の理解を得た調整

- 市民後見人→→ 市民後見人候補者バンク登録者より推薦（センターが調整する）
- 法人後見 →→ 市内の法人後見実施団体を把握し、調整委員会等にて候補者推薦する法人を決定し依頼
- 専門職後見→→ 本人・申立人の希望、受任調整委員会の結果等を踏まえて、専門職団体に候補者推薦を依頼

●専門職後見●法人後見…あんしんCによる推薦依頼
本人・申立人の理解を得て、一般相談・区チーム会議等で得た情報・後見人に期待される業務を整理して推薦依頼。

申立

中核機関による「親族後見人支援」の取り組み

親族後見人自身が成年後見あんしんセンターにアクセスする機会を作ることが目的

1. 親族向け成年後見制度説明会（対象：親族）

【対象者】・申立てを検討している本人・親族

・その他成年後見制度の利用に関する相談支援を行う支援者（いきいき・基幹C等）

【内 容】・成年後見制度の説明（制度概要説明、家裁DVD視聴、申立書の配布）

・個別相談（希望者のみ）

【開催時期】主に隔月開催

2. 親族後見人のための相談会（対象：親族後見人）

【対象者】・親族後見人

【内 容】・親族後見人同士の情報交換の場

・個別相談（希望者のみ）

【開催時期】主に隔月開催

※その他、個別申立相談、受任中の個別相談、必要に応じてチーム会議の参加については随時行うものとする。

※周知については、家庭裁判所をはじめ、専門職、関係機関の協力を得て行うものとする。

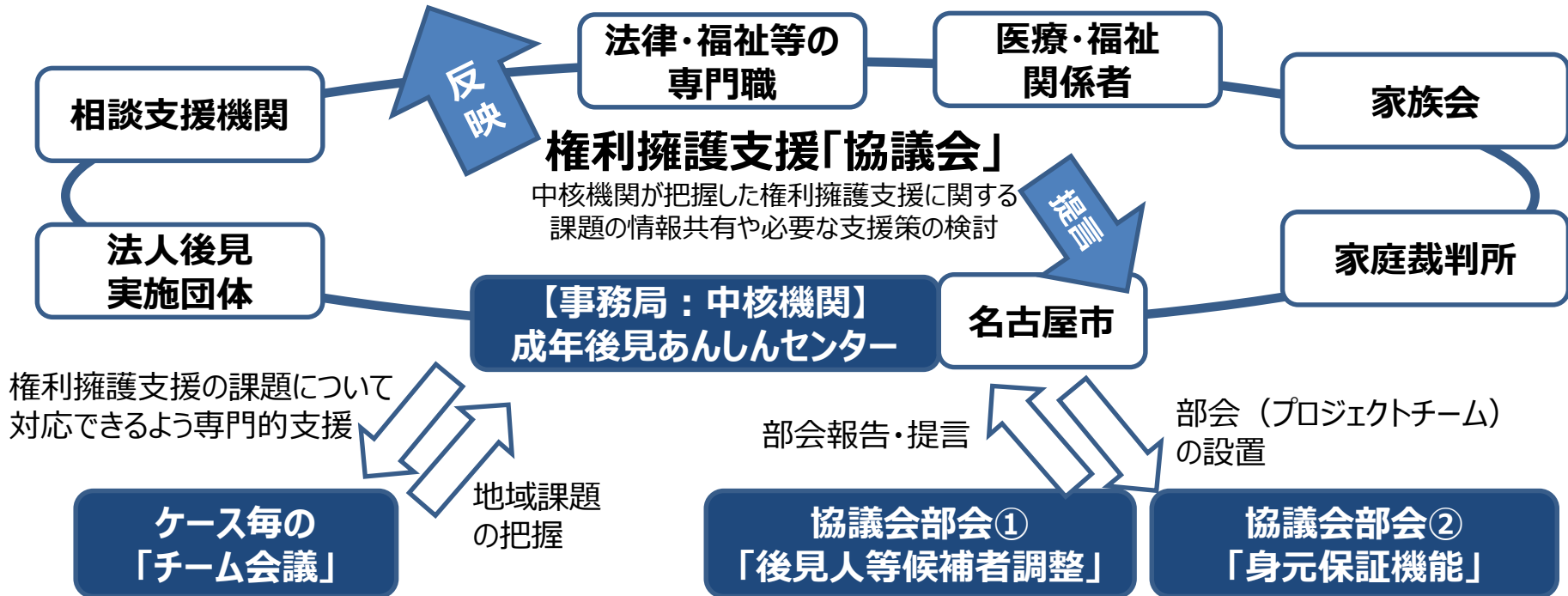
※事業を通じて、親族後見人が求める支援内容を確認する。

地域連携ネットワーク「協議会」の位置づけ

成年後見制度利用促進 に関する懇談会

計画の進行管理・評価、次期計画策定

※権利擁護支援協議会 = 構成団体間の連携強化を図るとともに、中核機関の取り組み等に対する協議や、地域の「チーム」への支援等を通じて把握した地域課題の情報共有や支援策の検討等を行う。



※チーム会議 = 主に区単位で行う本人＋支援者による会議。既存の地域ケア会議、サービス調整会議、自立支援連絡協議会、虐待防止ネットワーク支援会議などがこれにあたる。

※協議会部会（プロジェクトチーム） = 検討するテーマ毎に部会（プロジェクトチーム）を設置し、3～5回の頻度で会合を行い、テーマについて協議し、協議結果を協議会に報告・提言する。
部会メンバーは、テーマに応じて選出し、協議を促進するため少人数（5,6名程度）とする（必要に応じてオブザーバー参加も可能）。事務局は中核機関が担う。

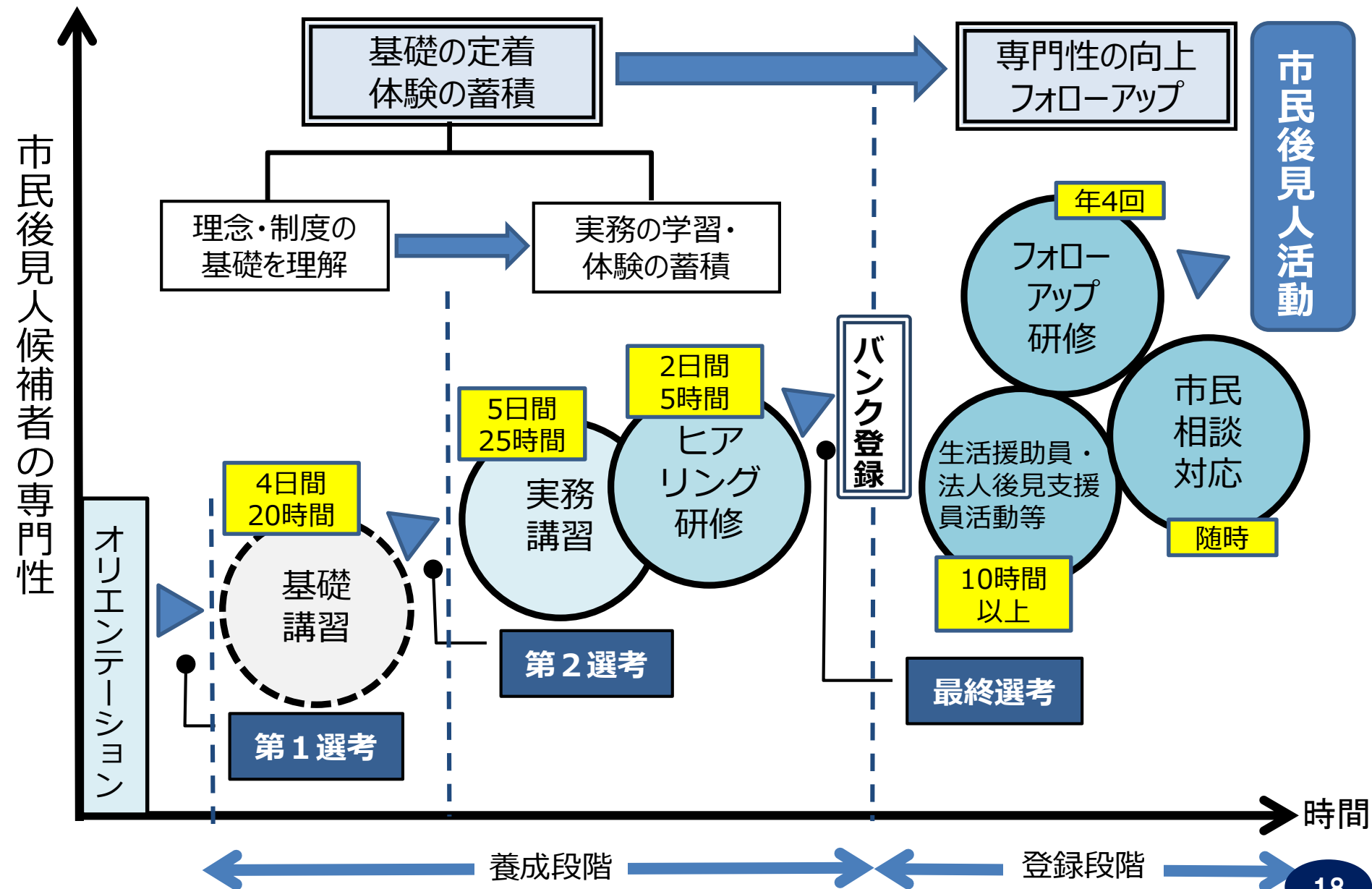
6 名古屋市の市民後見人活動

(1) 名古屋市の市民後見人活動の特徴

- ・成年後見あんしんセンターで養成されたバンク登録者が個人受任している。
- ・主に市長申立ての後見類型の事案を受任している（親族申立て2件実績あり）。
（市長申立て事案で市民後見人の受任が適した事案は、1割弱程度、年々減少傾向）
- ・名古屋市社協がすべての事案で、成年後見監督人に就任している。
- ・市民後見人・監督人ともに、報酬付与の申立てはしていない（無報酬）
- ・市民後見人の必要な交通費・通信費等実費は、被後見人に請求している。
- ・市民後見人の被後見人面会は、週1回を原則としている。
（コロナ禍においては、強みである寄り添い＝本人面会ができない状況が続いている）

本会では市民後見人を、「親族以外の第三者の成年後見人等として家庭裁判所から選任された市民（個人）」をさすものとしています。

(2) 市民後見人候補者養成の流れ ※第8期養成研修から



(3) 市民後見人候補者バンク登録基準

- (1) 市民後見人候補者養成研修を修了。
- (2) 名古屋市障害者・高齢者権利擁護センター（日自事業）の生活援助員または、法人後見センターの法人後見支援員の活動を一定時間実施することができる。
- (3) 熱意と基礎的な知識を有し、活動を安定的・継続的に実行できる健康状態や生活状況にある。
- (4) バンク登録者に対して実施する定期的な研修等に参加できる。
- (5) 親族以外の任意後見契約受任者や任意後見人になっていない。
- (6) 親族以外の後見人等になっていない。
- (7) 登録時に概ね70歳以下である。
- (8) 民法847条に定める後見人等の欠格事項に該当しない。

(4) 市民後見人候補者バンク登録者の状況

① 年度別登録者数 (人)

	第1期 (H22)	第2期 (H23)	第3期 (H24)	第4期 (H26)	第5期 (H27)	第6期 (H29)	第7期 (H30)	合計
男性	6	3	6	5	7	10	2	39
女性	8	8	6	12	7	16	11	68
合計	14	11	12	17	14	26	13	107

※令和2年度開催予定であった第8期養成研修は、コロナ禍で中止となった

② 年代別登録者数 (人)

(歳)

	30代	40代	50代	60代	70代	合計	平均年齢	
男性	0	2	5	12	20	39	男性	66.5
女性	1	6	15	28	18	68	女性	62.5
合計	1	8	20	40	38	107	合計	64.0

(5) 市民後見人の受任事案

・主に**市長申立て**事案の中から、下記の基準により、市民後見人が受任することに適した事案を受任している。→**市民後見人サポート委員会**にて審査

本人状況	視 点
資産状況	高額な財産は所有せず、また多額の債務もないもの
居住状況	安定的な居住（在宅・施設）が確保されているもの
生活状況	身上監護上、困難性がなく、見守りが必要や中心なもの
親族状況	親族がいる場合には、親族間の紛争等がないもの
支援体制	ケアマネジャー等、本人を支援するキーパーソンがおり、主体的な関わりがあるもの

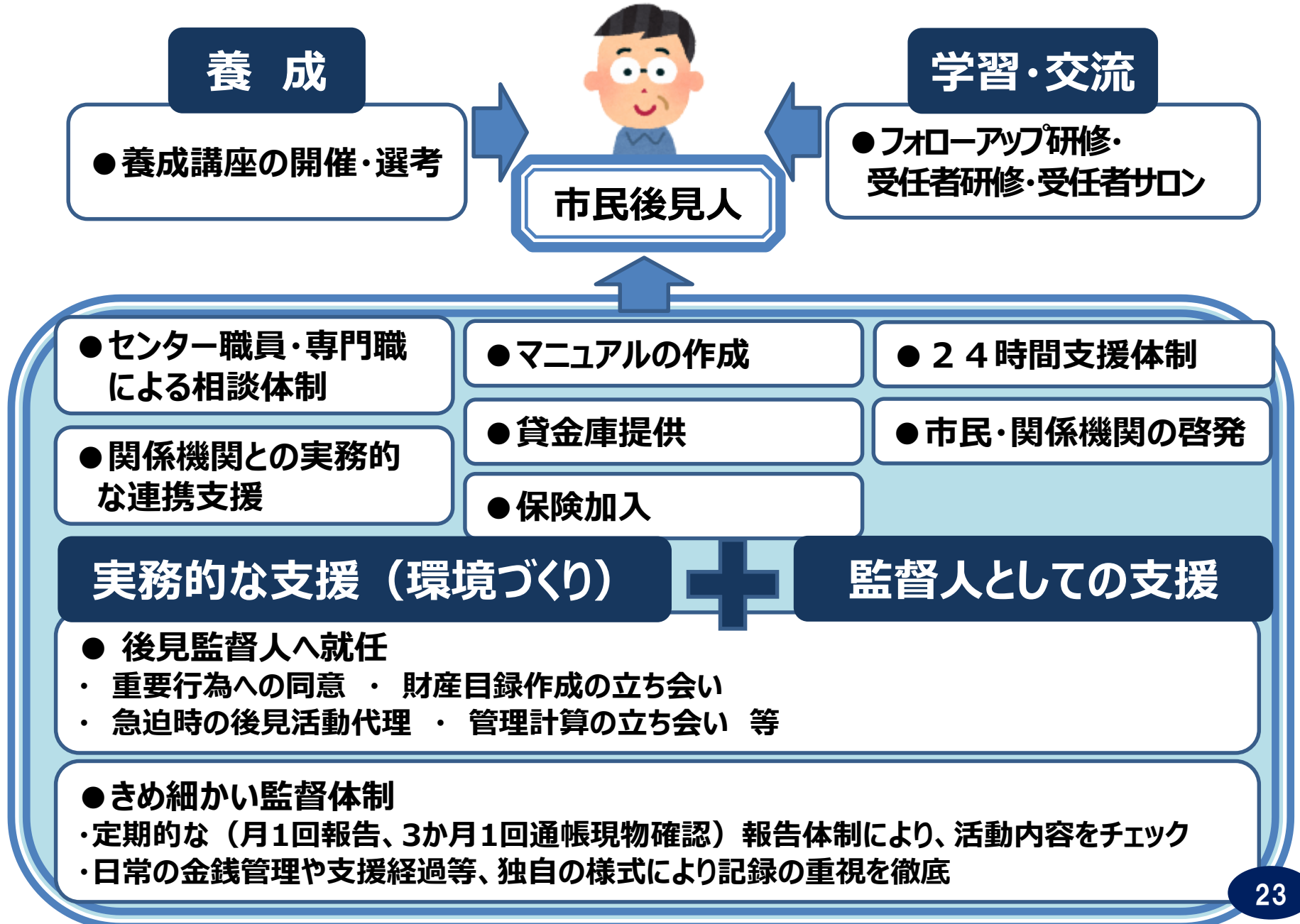
(6) 市民後見人の受任状況

○受任件数 59名（市長申立55名・親族申立2名・法人からリレー受任2名、後見類型）

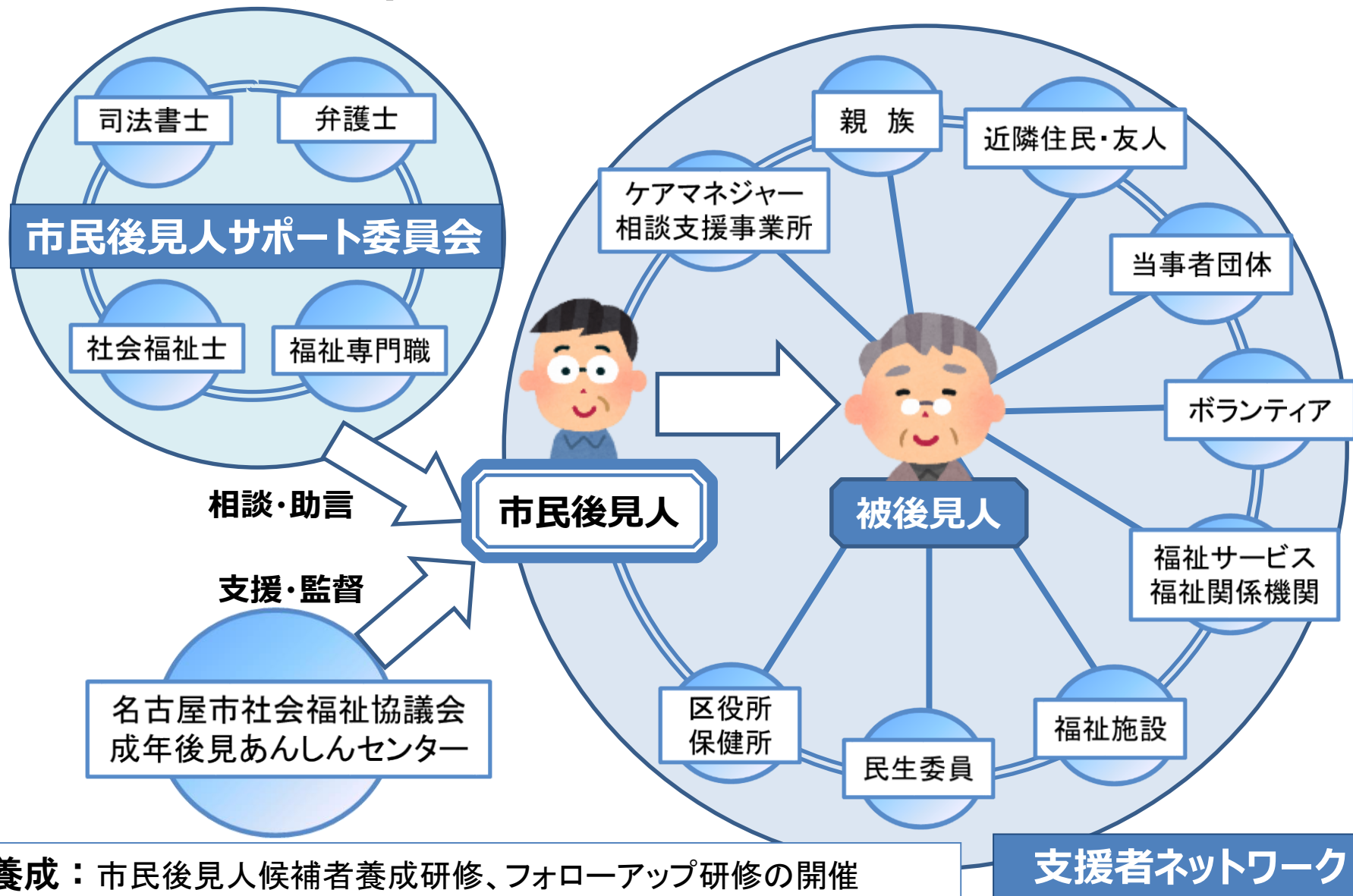
令和3年3月末現在

被後見人の状況	認知症		知的障がい		精神障がい		計
	男	女	男	女	男	女	
受任年度							
H23	0	2	0	0	0	0	2
H24	2	3	1	0	0	0	6
H25	2	2	4	2	0	0	10
H26	3	7	1	3	0	0	14
H27	0	3	0	0	0	0	3
H28	5	0	1	2	0	0	8
H29	0	2	0	1	0	0	3
H30	2	1	1	0	0	1	5
H31,R1	2	1	0	0	0	0	3
R2	1	4	0	0	0	0	5
計	17	25	8	8	0	1	59
	42 (内22名終了)		16 (内4名終了)		1		(内26名 終了)

(7) 成年後見あんしんセンター・専門職等による支援体制



本人を支えるネットワークと市民後見人のバックアップ体制



- 養成**：市民後見人候補者養成研修、フォローアップ研修の開催
- 支援**：市民後見人の相談(24時間体制)、貸金庫提供、保険加入など
- 監督**：定期的な財産管理チェックや重要行為の同意など

支援者ネットワーク

市民後見 + 名古屋市社協の法人監督 (名古屋市社協・成年後見あんしんセンター)

名古屋市の市民後見の特徴

- 市民後見人が後見人に選任される全ての案件において市社協が監督人に選任
 - バンク登録後、法人後見支援員として一定時間活動(市民後見人の研修的位置づけ)
 - 市長申立事案が多く、現状は全て後見類型(親族申立事案2件あり、親族後見人からのリレー検討)
- ⇒実績 (R3.3月末) : バンク登録者107名、のべ選任件数59件(終了26件、継続33件)
- ★市社協法人後見から市民後見人へリレーする例もある(2件)

- 後見監督人への就任(重要行為への同意、財産目録作成の立会、急迫時の後見活動代理等)
- きめ細かい監督体制(月1回報告、3か月に1回通帳現物確認)、日常的な金銭管理や支援の経過等を独自の様式で記録
- センター職員・専門職による相談・支援体制、24時間相談・支援体制、マニュアル作成、フォローアップ研修、サポート相談、関係機関との連携時における調整等の実務的な支援など

市民後見人



相談・報告

支援・監督

監督人

名古屋市社会福祉協議会
(成年後見あんしんセンター)



センター職員



専門職

名古屋市社協の法人後見（市民後見人バンク登録者の協力） （名古屋市社協・法人後見センター）

法人後見支援員

（市民後見人バンク登録者）

主に本人面会を担当

（事案によって異なる）



報告



指示



名古屋市社会福祉協議会

（法人後見センター）



センター職員

名古屋市の法人後見の特徴

- 市社協が法人として後見人を受任
- 養成研修を修了した市民後見人候補者バンク登録者が法人後見支援員（**研修の位置づけ**）として本人面会等を担当
- 受任依頼に基づき、社協が受任する必要性が高いと思われる事案を受任

⇒実績（R3.3月末）：受任選任件数76件（終了26件、継続50件）

★市社協法人後見から市民後見人へリレーする例もある（2件）

<法人後見支援員の役割>

- 主に**本人の面会**（月1～2回程度）本人との面会を通じて得た情報をセンター担当者と共有、生活費のお届け、郵便物の確認など
- 定期的な**報告**（月1回報告、3か月に1回通帳現物確認）センター担当者に報告
- 必要に応じて**ケース会議**に出席

コロナ禍の応援メッセージ ～市民後見人の声を集めました！～

ありがとうございます。

介護・医療関係の皆様へ 日々緊張と不安を強いられお疲れのことと思います。おかげさまで安心して暮らせる毎日を有り難う。市民後見人も協力ながらお手伝いさせていただきます。八田

『ありがとう』この言葉をあなたに伝えることしかできません。見守っています。いつも元気、がんばってください。友だち

感染リスクの不安と疲労の中での日々のご尽力、誠にご苦労様です。心より御礼申し上げます。メールを送らせていただきます。患者さんや利用者さんの大切な命を預かるお仕事はとも尊いものです。これからもお手を大層になさってコロナ禍を乗り越えていってください。

人と人との関係を大切にしてきた「福祉・医療従事者」にとって、こんな社会（人と人は2m以上離れて、人と会うのを8割削減等）になるなんて…。でもコロナどうまく付き合って生きるとはなかなか新しい社会になりました。いつも本当にありがとうございます！！感謝しかありません。どうぞお体に気を付けて！ M.T

ご自身の不安、ご家族への不安と向き合いながら 最前線で全力を尽くしていただき本当にありがとうございます

心から ありがとうございます

ご自身の感染リスクを懸念しながら、毎日懸命に治療に取り組みでみえる背中に心より感謝し賞賛致します。命を守る最後の壁があるという思いが私達に安心感を与えてくれます。

一日終業の祈りには、十二分にお休み下さいませ。ミズ

感染から守っていただいています。心よりありがとうございます。私は外出自粛して応援しています。フレ！フレ！ ひろ子

今コロナ禍の中でのお仕事大変だと思います。しかし、ご自分・ご家族等コロナに巻き込まれるなかでの献身的な様子には本当に感謝の言葉しかでて有りません。長く長い夜が今は続いています必ず明るい日はきます。皆様と共に明るい朝を迎えたいと思います。ありがとうございます。

日々、感染のリスクを抱えながら働いておられる皆様には敬意と感謝の気持ちをお伝えしたいと思っています。本当にありがとうございます。 ささき



コロナ禍を乗り越えよう！ 福祉・医療従事者の皆様へエールを送ります。 なごや市民後見人バンク登録者より

Yさんが施設に入所して5年！面会は20回を超えました。面会の部屋、施設長さんをはじめスタッフの笑顔を持ち帰っています。感染です！ 後見人 1197

貴方の勇気と熱意が私たちをコロナウイルスの襲撃から救ってくれておられます。その感謝りに心からエールを送ります。

もう少しの辛抱だよ。きっと一番にあなたに会いに行きます。 クロちゃん

毎日ありがとうございます。あなたの志・勇気に感謝！朝のこない夜はない！悠志・玉緒・悠忍 ユウジン

皆様の働きが私達の希望です。毎日、雲を渡る大変な中、ありがとうございます。 ともこ

手助けを必要とする方に携わる人柄者に寄り添う人の態度が守られますように祈ります。



福祉・医療従事者の皆様の献身的な姿には、本当に頭が下がる思いです。これからも頑張ってください。私たちも応援しています。 <郁恵>



未知のウイルスの恐怖と不安、それに加えての偏見と差別がある中で、更に変えを必要とされる方々への支えを続けておられる皆様に感謝します。人間を助けるのは人間です。皆様の仕事は人の尊厳も守っています。 松岡

本当にご苦労様です。本当に有難うございます。心と体を御大事に！ ユアサ

ありがとうございます。感謝申し上げます。私たちが安心して活動できますのも、皆さまでのご尽力のおかげです。痛み入ります。熱意まで笑顔で感謝しましょう。(*^^*)(*^^*)(*^^*) さとく

押しつぶされそうな緊張の中、職業倫理を果たす志を持ち、あなたはもう十分頑張っています。できることをすればいい。ありがとう♥ By 保保 ばれ



福祉・医療関係者の方々は新型コロナウイルスとの接触頻度で立ち向かっています。並外れた献身的な志で感染の危険を顧みず、心強い中にも負けずに戦われていると思います。頑張ってください！！応援します。

介護職員の皆様、お疲れ様です。後見人さんにお目にかかれなくなって、はやく1ヶ月以上が過ぎたこと、忘れられていないだろうか…等々、励みを送ります。皆さんが頑張りです。皆様の笑顔と奮闘を押し続けて動く全ての人に感謝とエールを送ります！ さおちゃん

ありがとう。ありがとう。何度でも言います。命の危険にさらしながら働き続けている皆さんに感謝の気持ちを込めて大きな大きな拍手を送ります。 皆休より



先の見えないコロナウイルスの渦中、医療体制、防護用品もおぼつかない中での検査、治療、介護に携わっておられる皆様に最大限の感謝とお礼を申し上げます。皆様の、その勇気と使命感の輝きが輝かれますように！私達もうつらない、うつさない生活に気をつけて、皆様の健康と悪い状態を全てお祈りします。 やまちゃん

社会的な弱者と、お世辞されている者々には、感謝の気持ちはもちろん、尊敬を申し上げます。皆さまたちのように、日々、弱者に尽くす方々こそ。もっともっと社会から取り上げられて良いと思ってあります。愛護の心を御伝えたいです。皆様ご自身、コロナ禍を乗り越え、お身体をご自愛下さいませ。「本当に、ありがとうございます」

退職者候補として何かできないか？と看護協会に問合せしましたが、防護は取り下げになったとかで参加できませんでした。尚が辛い思いをしています。この事態、まだまだ先が見えませんが、必ず先は明るい。今しばらく、患者様に寄り添いをおねがいします。早い終息と皆様のご健康をお祈りしております。

名古屋市成年後見あんしんセンターホームページで公開

→<http://nagoya-seinenkouken.jp/news/archives/1801>

名古屋市成年後見あんしんセンター

〒462-8558 名古屋市北区清水四丁目17番1号 (名古屋市総合社会福祉会館5階)

TEL : 052-856-3939

FAX : 052-919-7585

交通案内

地下鉄名城線「黒川」駅下車
①番出口より徒歩5分

<http://www.nagoya-seinenkouken.jp/>

各種事業案内、パンフレットなども掲載しています。
ホームページをご覧ください。



名古屋市成年後見あんしんセンター
(総合社会福祉会館5階)